

議員提出議案第 号

武豊町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の 一部改正について

武豊町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成22年12月7日提出

武豊町議会議員 梶 田 稔

武豊町議会議員 梶 田 進

武豊町議会議員 小 西 幸 男

説 明

この案を提出するのは、平成20年3月議会において、住民の生活実態を無視し、住民合意のないまま議員報酬が引き上げられたことと、昨今の不況と収入減の実態に鑑み、住民合意が得られる報酬に引き下げる必要があるからである。

また、役職加算等に該当する部分は法的根拠が無く、「議員特権」による「お手盛り加算」とも言うべき色彩が濃く、不適切であるので削除することが妥当と考えるからである。

武豊町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

武豊町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和60年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（報酬の額）

第2条 議員の報酬の額は、次のとおりとする。

議長 月額 370,000 円

副議長 月額 290,000 円

常任委員長 月額 270,000 円

議会運営委員長 月額 270,000 円

議員 月額 260,000 円

第6条第2項中「議員報酬月額に100分20を乗じて得た額を加算した額に、」及びただし書を削る。

附 則

この条例は、平成23年1月1日から施行する。

【別紙】

武豊町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>第2条 議員の報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p><u>議長 月額 370,000 円</u></p> <p><u>副議長 月額 290,000 円</u></p> <p><u>常任委員長 月額 270,000 円</u></p> <p><u>議会運営委員長 月額 270,000 円</u></p> <p><u>議員 月額 260,000 円</u></p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(任期が満限に達した者等にあつては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>第2条 議員の報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p><u>議長 月額 385,000 円</u></p> <p><u>副議長 月額 305,000 円</u></p> <p><u>常任委員長 月額 285,000 円</u></p> <p><u>議会運営委員長 月額 285,000 円</u></p> <p><u>議員 月額 275,000 円</u></p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(任期が満限に達した者等にあつては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額に、<u>議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、武豊町職員の給与に関する条例(昭和36年条例第7号)第20条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の160」と、「100分の160」とあるのは「100分の170」とする。</u></p>

参考資料 1

知多地域 5 町の議員報酬等は、平成 22 年 10 月 1 日現在、次のとおりである。

	武豊町	東浦町	美浜町	南知多町	阿久比町
議 長	385,000 円	375,000 円	360,000 円	356,000 円	346,000 円
副議長	305,000 円	290,000 円	276,000 円	271,000 円	266,000 円
常任委員長	285,000 円	262,000 円	255,000 円	254,000 円	247,000 円
議 員	275,000 円	252,000 円	245,000 円	244,000 円	237,000 円
人 口	42,521 人	50,192 人	23,750 人	20,647 人	25,739 人

参考資料 2

「予算の見方・つくり方」平成 20 年版（学陽書房刊、小笠原春夫編著）391 ページ以下より抜粋。

3 経費の計上方法及び経費算出の注意点

(1) 議員報酬

1) 議員報酬の定め方

議員は、非常勤であり、年間の公的活動日数及びその団体の財政規模並びに住民感情、附近の市町村の状況を勘案して決めるべきである。

4) 議員報酬の改定手続

議員報酬の改定については、特別職の報酬審議会に付したうえ慎重に考慮すべきで、お手盛は許されるべきではない。

(3) 職員手当等

3) 議員の期末手当

議員の期末支給率が、職員の支給率をこえている団体もあるがこれはよくない。(中略) なお、勤勉手当相当額の支出も不当である。

参考資料 3

「レファレンス」誌(2006年7月刊、174ページ、加藤眞吾著)より抜粋。

2 報酬と職務の性格との関係

地方自治法第204条によると、常勤の職員には、労務への対価と共に、生活給の要素を含む「給料」を支給しなければならない。一方、非常勤の特別職公務員と解されている地方議会議員は、地方自治法第203条第1項に基づき「報酬を支給しなければならない」とされている。地方議会議員は、非常勤職員に対しての給付、すなわち生活給ではなく、勤務量の反対給付、任務の遂行に対する対価としての「報酬」が支給される。

3 地方議会議員の職務の実態

非常勤の公務員は、他に本業があることが通常と考えられる。

なお、同誌176ページに、「地方議員の報酬」として、平成17年4月1日に総務省が発表した「地方公務員給与実態調査結果」によると、町村議会議員の報酬の最高額は神奈川県葉山町の40万円、最低額は長野県清内路村の9万円、全国平均は21万5千円となっています。

176ページ

その他の手当、政務調査費及び年金

1 その他の手当

(1) 期末手当

期末手当は、「生計費が一時的に増大する盆や正月のいわゆる期末に支給される生活補給金的性格を持つ手当」といわれている。本来、期末手当は給料で生活する常勤職員に支給されるものであり、生活給ではなく任務の遂行への対価としての「報

酬」を受け取る非常勤職員にはなじまない、とされており、期末手当が支給されることはない。一方、地方議会議員は、地方自治法第203条第4項の規定により、期末手当を支給することができる。これは、昭和31年の地方自治法の改正の際に新設された条項であり、報酬と同様に国会議員との均衡を考慮して支給するものとされている。